

## 令和3年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

令和3年 1月22日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時 2分

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町教育大綱（案）について
  2. 白老町教育振興基本計画（案）について
  3. ごみ処理基本計画の改定について
- 

### ○出席委員（6名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	氏家裕治君	委員	前田博之君

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

学校教育課長	鈴木徳子君
学校教育課主幹	藤元路香君
学校教育課主幹	千葉康弘君
生涯学習課長	池田誠君
生涯学習課主幹	川崎真也君
生涯学習課主査	葉廣照美君
生活環境課長	本間力君
生活環境課統括主任	後藤田久雄君
生活環境課主任	黒滝俊幸君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） ただいまより、総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（吉谷一孝君） 本日の協議事項であります。1つ目が白老町教育改革（案）について、2つ目が白老町教育振興基本計画（案）について、3つ目がごみ処理基本計画の策定についてであります。それでは順次説明をお願いしたいと思います。まず1つ目の白老町教育大綱（案）についてご説明をお願いします。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 皆さんおはようございます。お忙しいところお時間いただきましてありがとうございます。座って説明させていただきます。白老町教育大綱案についてお手元に資料が来ているかと思しますのでまずホチキス止めしてあるほうから始めに説明をさせていただきたいと思っております。

めくって1ページ目のところになります。第1章の教育大綱についての策定の趣旨でございますが、教育大綱とは町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標施策の根本となる方針を総合教育会議において教育委員会と十分協議のうえ町長が定めるものとしております。

本町においては平成28年に策定されました2、白老町教育推進基本計画の中でこの教育大綱の性格とそれから基本法の第17条第2項に規定される地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な性格、両方の性格を持つものとして作成いたしました。

2番目に策定の留意点でございますが、（1）の大綱は町の教育等に関する総合的な施策についてその目標施策の根本となる方針を定めるものであり詳細な施策について策定することを求めるものではないとされております。2つ目に大綱は教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針は参酌し教育の課題が地域によって様々であることを踏まえたうえで町長は地域の実情に応じて大綱を策定するものであることとされております。3番目の策定にあたりましては白老町教育推進基本計画、平成28年に策定されましたこの計画の教育推進基本理念、教育推進基本目標の考え方、これを継承し基づいたものとしております。

3番目の対象期間です。今までは28年から5年間という期間を設けておりましたが本町の教育に対する基本的な理念や将来に向けた方向性等普遍的な内容とすることとするため経過期間の定めを持たないものとして策定いたします。ただし関連する各種計画の見直し時期においては教育を取り巻く環境ですとか社会情勢等の変化を踏まえた上で必要に応じ総合教育会議により見直しの検討を行うものとしていたします。

4番目、関連計画の体系図です。この体系図に基づいて今後進めてまいりたいと考えておりますが現在第6次白老町総合計画が策定された中において本町の行政が進められております。そこで白

老町教育大綱を経過期間を定めを持たないものとして方向性教育に関する方向性方針を持ちその中で白老町教育振興基本計画、これが実施の計画となるものでありますが今まではこの白老町教育推進計画というものの中に学校教育分野、それから社会教育分野等を含めたものとしておりましたが今回新たに学校教育基本計画、それから社会教育中期計画それぞれを合わせたものとして白老町教育振興基本計画としたいと考えております。

続いて第2章、本町の白老町教育大綱の考え方についてであります。1番目、教育推進基本理念であります。これは現在の白老町教育推進基本計画の中にも載せられております。推進基本理念をそのまま継承しともに学び合いこころひびかせ笑顔かがやく教育のまち白老、これをそのまま継承し進めてまいりたいと考えております。併せましてめざす人間像、めざす子ども像についてもこの内容のまま継承してまいりたいと思っております。

続いて次のページでございます。基本方針については別紙A3判の白老町教育大綱新旧対象というものをお渡ししておりますのでそちらをご覧くださいと思います。

教育推進基本理念は先程お伝えしたとおりこれは継承いたしますので特段の変更を加えておりません。2番目の教育推進目標というところ、ここが基本方針教育大綱の基本方針という考え方になります。白老町教育推進基本計画では基本目標1が学校教育分野、基本目標2が生涯学習、社会教育分野、基本目標3が家庭教育という分野で設定をされておりましたが今回白老町教育大綱は普遍的な内容であることと全体的な網羅をすることということで基本的にはこの考えを継承はいたしますが分野のところについては改めてここを定めずに入れている状況になっております。

基本目標1の白老町教育推進基本計画、自らの可能性を拓き心豊かにたくましく生きる子ども育成しますというところが自らの可能性を拓き新たな社会を生きる子どもを育成しますというタイトルに変えさせていただいております。これは今激動の大きな社会の変革期を迎えた中でどのような子どもが育成されるのかというところについてかつてない大きな社会の変革期を迎えどのような時代が訪れようとしているのかを受け止め見極めるということを踏まえてこのように方針を定めました。基本目標2について、ここは生涯学習分野ではありましたが自ら学び人格を磨く想像力豊かな人材を育む生涯学習推進しますというところから基本方針2といたしましては生涯を通じて自ら学び続ける人の多様な学びを推進しますという形で今後長寿社会になっていく中で人生100年時代を豊かに生きるために生涯を通じて学び続け学んだことを生かして生きがいを持って活躍していくということを基本方針として定めました。基本目標3の郷土を愛し生きる力を育む家庭や地域の教育力を高めますというところについては基本方針3で郷土を愛し地域ぐるみで生きる基盤を育む教育環境を整えますという形にいたしました。ここはやはり地域の中で大人も子どもも生活をしているというところに寄りましてこの地域社会のつながりや支えあいの希薄化などについてさらに教育行政として進めてまいりたいということからこのように基本方針3を設定させていただきました。

お手元のホチキス止めの冊子に戻っていただきまして最後に参考として、今回大綱策定に関しまして参酌する関係計画及び根拠法令等について、これは抜粋資料として記載させていただいておりますのでそれはこの記載のとおりであります。この白老町教育大綱につきましては教育推進基本理

念、基本方針1から基本方針3までを1ページのものとしていつでも見られるような形で示したいと考えておりますので、周知するときには冊子というよりは1ページものとして見ていただけるような形で提示したいと考えております。白老町教育大綱については以上です。

○委員長（吉谷一孝君） 今担当課から説明がありましたが、これについて何か質疑ございますか。前田委員。

○委員（前田博之君） 1点だけお聞きしておきます。大綱の中の2の教育推進目標の基本目標があります。この中の新旧対照で今度大綱が基本方針1で変わりました。新たな社会を生きる。それで旧の推進基本計画は中段に子どもの人権を尊重しとあるのです。今回は抜けているのですけれども、課長から新たな社会を生きる子供たちのために変えたという説明がありました。細かいことは言いませんけれども、今非常に不寛容な時代になってきています。一例を挙げても虐待がすごく過激化して子どもの人権が、小さい子どもの人権が非常に無視されてきているというか許されないような事態になってきているのだけれどもそういうこれからの社会、不寛容な時代で社会がギスギスしていくような中においてなぜ子どもの人権の尊重がなくなったのか、そこだけをなぜ大綱から削除してしまったのか基本的な考えを伺っておきます。

○委員長（吉谷一孝君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） この基本目標の中でかなり細かい部分について非常に触れていた部分について整理をしたいなというところがありました。人権について尊重する部分についてはこの3列目のところに人間らしく豊かに生きていくためというところにその部分は含まれると判断をさせていただきました。大人もですが子供も人権は当然尊重された中でのものだというところがありましたので決して人権を尊重することをおろそかにしたということではなく人間らしく豊かに生きていくということが何なのかということに含まれるのではないかということからこの部分については文言としては載せなかったという次第になります。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 説明については分かりました。ただ人間らしく豊かに生きていくということはこれを読み取った人にとっては非常に解釈が大きくなります。ですから教育委員会などでたぶん議論されたと思いますが何らかの形の中で子どもの人権を尊重するということが一目瞭然に誰が見ても分かるような文言を使った方がよいと思うのですが、もしできるのであれば教育委員会の中で議論してほしいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） この場でいただいたご意見についてはまだ成案化していない状況でありますので十分私としても皆さんにご理解いただいで進めてまいりますので前田委員からいただいたご意見については何らかの形でこの中で反映させるように進めてまいりたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質問がありましたらお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） なければ1番目、白老町教育大綱（案）について協議を終了いたします。続きまして2番目、白老町教育振興基本計画（案）について、まず1つ目の白老町学校教育基本計

画（案）について説明を求めます。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） それでは引き続きまして私から白老町学校教育基本計画についてご説明したいと思います。この計画については現行の計画の考え方ですとか取組を継承しつつまたこれまで行われましたまちづくり町民意識調査ですとかそれから議会にも必ず提出報告させていただいております点検評価の報告の結果、それから学校で行われている様々な評価等を含めてそのものを見直しながら8年後の子供たちの姿をどのように描いていくのかということを考えて検討し策定させていただきました。この中でも述べさせていただいておりますがこれからの子供たちが非常に予測困難な時代に立ち向かうことになるかと思いますが、変化を前向きに受け止めるために必要な資質、能力を備えて白老で生まれ育ったことを誇りに思ってもらい社会の担い手となり活躍してほしいと思っております。そのような願いと期待を込めて計画を着実に推進していきたいことからこの計画を立てさせていただきました。それでは1枚目をめくっていただきましてはじめののところになります。ここではこの計画を策定いたしまして教育行政を進めるに当たっての所信を表明しております。非常に私たちを取り巻く社会が変わっていくこの中でどのような子供たちを育てていきたいかまたどのように育てていきたいかということの所信を表明させていただきました。目次につきましては第1章については本計画の全体像、第2章で教育を取り巻く環境の変化を示させていただいております。第3章で総合計画白老町教育大綱、目指す子ども像の本町の大きな方向性、それから第4章は基本的な方向性と施策の取組を示しております。最後に資料として本計画の体系図、それから総合計画との関連性、指標一覧を掲載し全体で4章構成とさせていただいております。

続いてめくっていただいて1ページです。第1章、計画策定についての1、策定の背景と趣旨についてはこれまでの背景や趣旨について示させていただきました。国の第3期教育振興基本計画では2030年以降を見据えて一人一人が安心して暮らせる社会の実現や社会の持続的な成長発展に向けた教育施策の基本的な方針また新学習指導要領におきましてはこれからの教育の方向性と基準が示され、予測不可能な未来社会を自律的に生き社会形成の参画に必要な資質、能力が明らかにされております。このようなことから今後について国の第3期教育振興基本計画、それから北海道の北海道総合教育大綱、北海道教育推進計画を参酌しまして今年度策定されました第6次白老町総合計画との整合性を図りながらこの教育分野の施策を推進するものとして策定の背景と趣旨を述べさせていただきます。

続きまして2ページです。2番目の計画の位置付けについては4点の考えを示しております。特に（3）番目の多様な教育的ニーズや社会的背景を考慮した上で社会教育保健福祉分野、子育てなど学校教育の所管のみで解決できない課題もありますことから関係機関の計画や施策とも相互に補完しあうことについて改めて記載させていただきました。

3番、計画の構成では基本目標、教育推進基本理念を実現するための目標としております。基本方向は基本目標を達成するための取組の方向性とし、基本施策として具体的な施策、取組とさせていただきます。

4番目、計画期間についてであります。総合計画の示す政策の基本的な方向に沿った教育分野の

計画であることから計画期間は令和3年から令和10年までの8年間とし総合計画策定の次年度に見直しを行うこととして、これについては現計画の考え方をそのまま継承しております。社会情勢の変化等を考慮いたしまして中間年度については計画の見直しを行うことといたしております。

5番目、各種計画との関係について示させていただきました。先ほどの白老町教育大綱の中でもお示ししたとおりでありまして、白老町教育振興基本計画が今ご説明申し上げている白老町学校教育基本計画とこれからご説明いたします第3次白老町社会教育中期計画この2つをもって白老町教育振興基本計画といたします。このほかに関連する計画についても参酌等しながら教育行政を進めたいと考えております。

続きまして第2章、教育を取り巻く環境の変化です。これは全体的な社会状況と本町の現状について示しておりますが、現計画の中ではこの部分については記載をしていないところを新たに加えていただきました。

1、社会状況の変化と課題で、少子化・高齢化の進行と家族、地域の変容でございます。日本の人口は2008年をピークとして晩婚化や出産・育児の意識の変化などを背景に少子化が進行する一方で平均寿命の伸長により人生100年時代といわれる長寿社会も進行しております。ここで少子高齢化とあえて記載しなかったのは少子化進行による影響というものが学校教育分野として大きいものと捉えたことから、少子化というところをクローズアップするために並列という書き方にしない形にさせていただきました。(2)、情報化社会の進展と知識社会への移行につきましては情報通信技術が進化しインターネットやそのほかの高度情報通信ネットワークの活用など誰もが多様な知識や情報を入手し発信し交換することが可能になったこの知識社会化が一層進行するということで、この知識社会化というものは知識は活用してこそ生きるものということであり今後の学校教育においてもこのことが重要になると捉えております。

3番目のグローバル化の進展については交通手段、情報通信技術の発展により世界中を移動することが簡単になり誰もが世界で活躍できる可能性が広がる。このことがどんどん当たり前のことになっていくだろうと考えます。これは住んでいる場所には全く関係なく身近にこれから起こることであり更に進んでいくものと予測して記載いたしました。

続いて2番目の白老町の教育をめぐる現状については6項目述べさせていただきました。(1)、児童生徒数の推移、(2)、特別支援教育の状況、これは本町のみ状況の記載とさせていただきました。(3)、学力、(4)、体力、(5)、いじめの認知件数、(6)、不登校児童生徒の状況については国等で行っている各調査結果に基づきまして国、北海道、白老町で比較して示させていただきました。

めくっていただいて8ページの5番のいじめの認知件数、ここについては令和元年に認知件数が非常に上がっているところにつきましてはこれは質問内容が変わりまして平成30年までの質問内容がいじめられたことがありますかであったものに対し、平成31年、令和元年には嫌な思いしたことがありますかと変わったことに伴う結果で、このような伸びがあったと推察しております。(6)の不登校児童生徒の状況については本町の傾向としてほかと違うのは小学校のところにも不登校児童の傾向があるということから今後の対応が重要なこととして載せさせていただきました。

第3章、目指す教育の考え方です。ここは総合計画教育大綱、目指す子ども像をそのまま抜粋して載せさせていただいております。

第6次白老町総合計画のめざす姿というものは学校教育分野のめざす姿として載せさせていただいているのでこのところは抜粋いたしました。

続きまして第4章に入らせていただきます。基本目標の方向性と施策についてであります。3つの基本方向を足させていただきました。それに対して9つの基本的な方向、それから24の基本施策により基本目標を達成する内容を記載させていただいております。

基本目標1の新しい時代に生きる子供たちの豊かな成長を支え育むにつきましては予測困難な新しい時代に生きる子供たちの豊かな成長を支えるため4つの方向性を示し取り組みます。

基本方向1、確かな学力の育成については秋田型授業をモデルとした探求型の授業改善が進み学習活動が定着しておりますが基礎的、基本的な知識技能を活用して課題を解決する思考力、判断力、表現力の習得について課題があることから3つの基本施策を推進することといたします。

(1)の白老町スタンダードの定着と実践、(2)、個別最適化された学びの充実、(3)、家庭学習の習慣化と学習意欲の向上です。(2)の①、学習支援員の配置と②のICTを活用した授業の実施についてはこれは町長公約としても載せられているものになります。続きまして次のページにいていただきまして今回計画の中で一番大きく変えたのはこの指標を持つことを入れた取組として進めたいということを変えさせていただいているところになります。目標値を定めて取組のPDCAを行うこととしたいと考えております。この指標は全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の内容を中心としております。残念ながら令和2年の部分につきましては学力テスト等を実施できなかったことから正式な調査結果というものを出すのは難しいという判断で、現状値は平成28年から平成31年の平均値といたしました。目標値は過去の実績において本町の最高値とかそれから全国、全道の平均値より算出させていただきました。今回はこの本計画については確認のための計画ではなく必ず活用する計画としたいということから学校現場から教育委員会までの系統的に計画を進めるものとして指標を設けさせていただきました。

基本方向2の豊かな人間性の育成につきましては本町の児童生徒は他者への思いやりや自己肯定感、自己有用感などは全国平均より高い状況にあります。いじめについてもアンケートによる実態把握ですとか早期対応により重大事態とつながることもありません。不登校児童については関係機関と連携しながら丁寧に対応しておりますが結果としてなかなか減少しないというこのことから4つの基本政策に取り組みます。(1)、豊かな心を育む教育活動の推進、(2)、いじめや不登校などへの対応の充実、(3)、読書活動の推進、(4)、体験活動の充実とさせていただきます。(3)の読書活動の推進は今までも計画には示してない中でも力を入れて取り組んでおりましたが改めて今回計画として示し進めてまいりたいと考えております。(4)の体験活動の充実についてはいろいろな社会の情勢が変わる中でICT化が進むということにより体験活動は非常に減少するということが想定されることから取組を推進したいことからあえてここに記載をさせていただきました。

基本方向3、健やかな体の育成については本町の児童生徒の体力については全国平均と同等以上であることが示されておりますが残念ながら今、運動部に所属する生徒が減少し集団で行う競技等ができないことで体力運動能力の低下に拍車がかかっていることや食育についても食に関する知識や選択する力の育成に努めていることから3つの基本施策に取り組みたいと考えております。次のページになります。(1)、体力運動能力の向上、(2)、食育の推進、(3)、健康教育の充実です。

(2)の③、地場産品の活用や伝統料理などふるさと給食の提供、⑤、リクエスト給食の提供、こちらは町長公約にもなっているものであります。また指標の中で学校給食における地場産品の割合と書いているところがありますが、ここについては記載の内容について学校給食に地場産品と書いておりますがここは地場産物という形に変更したいと考えておりますことと、現状値が今37.3%、これはの地場産物なので道内産、これは北海道の調査がありましてそれを利用することと目標値が国が50%北海道が30%であることから本町においては40%の達成値として進めてまいりたいと考えております。

基本方向4、特別支援教育の充実については特別支援教育の専門性の向上、小中学校の一貫した支援体制の充実などさらに重要となることから2つの基本施策について取り組みます。(1)、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用、これについては現状値で示しているとおりの個別教育支援計画がまだ100%を達成していないことからこの100%達成を目指してまいりたいと考えております。(2)の特別支援学級の環境整備については特に特別支援学級担当教員の免許取得奨励ですとか専門性を高める研修の実施などについては取り組みを進めることとして記載させていただいております。

続いて15ページ、基本目標2でございます。地域に信頼され、地域とともにある学校づくりについては地域全体で子供たちを育み地域とともにある学校づくりを進めるため3つの方向性を示しました。

基本方向5、ふるさと教育の充実についてはアイヌの人々の歴史や文化を学ぶふるさと学習や地域で学ぶふれあいふるさとDayなど取組を進めてきた中において本町の中学生の8割以上がまちが好きとアンケートで回答する結果となりました。このことについてはさらにふるさと教育の充実を進めていくことも充実させたいと考えておるため3つの基本施策として取り組みさせていただきます。(1)が白老未来学の構築と推進、これは町長公約となっております。(2)、外国語教育の充実につきましては白老未来学との関係性もありますので確かな学力の育成の中に入れることも考えましたが活用するというを想定いたしましてこのふるさと教育の施策とさせていただきます。(3)の社会科副読本の改定、活用につきましてはこれは町長の公約となっております。

基本方向6、地域とともに育つ学校づくりにつきましては現在コミュニティ・スクールを設置し学校や教育委員会を主体として活動を進めておりますが活動の周知不足や地域人材の固定化など進んでいない傾向があります。このことは今後学校と地域が共通の目標を共有し特色ある学校づくりに向けた研修や関係機関との連携等を進めていくためにも3つの基本施策に取り組みます。(1)

が地域学校協働活動の推進、(2)、コミュニティ・スクールの活動推進、(3)、幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携による円滑な学びの接続につきましては白老町版スタートカリキュラムの作成、乗り入れ授業、出前授業の実施、幼児学童連絡協議会の活動推進の取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

続いて17ページです。基本方向7、安全、安心の確保については予測できない自然災害や事故、事件など子どもたちを取り巻く環境の変化に迅速な対応が必要とされることから2つの基本施策に取り組みます。(1)は学びのセーフティネットの充実です。これについては新たに加えさせていただきました。家庭の経済事情等に関わらずどこにおいても同じ質の授業を受けることができるよう児童生徒の能力や可能性を最大限高めるためにこの文言を加えさせていただきました。

(2)、安全教育の充実といたしまして、ここについては今学校においても学校側の危機管理マニュアルをつくっておりますがここも継続的な見直しを行い子供たちの安全教育を進めたいと考えております。

基本目標3の多様化するニーズに対応した教育環境整備の推進については子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすため2つの方向性を示しました。

基本方向8、学校の組織運営体制の充実については教育に直接携わる教職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるよう教職員の子どもと向き合う時間の確保に努めるため2つの基本施策を取り込みます。(1)の教職員の働き方改革の推進についてはこれは新たに加えた項目になります。

(2)の教職員の資質向上はこれまでも載せておりましたがさらに充実させたいと考えております。

続いて次のページです。基本方向9、教育環境の充実については子どもたちの学習の場だけではなく地域にとっても必要な機能を持っていることから計画的な教育環境の整備が必要とされることから2つの基本施策を取り組んでまいります。(1)、学校の適正規模の検討、(2)、教育施設の整備充実、特に③の学校施設の耐震化100%の実現につきましてはこれは単独だけではできませんので関係部署とも連携し早期実現を目指すこととして載せさせていただきました。

巻末に載せました資料1、それから資料2の指標一覧につきましては計画の中に載っている基本目標、基本方向を用いて示したものと指標について抜粋した内容として掲載させていただいたものとなっています。学校教育基本計画についてのご説明は以上です。

○委員長(吉谷一孝君) ありがとうございます。担当課からの説明を受けましたが白老町学校教育計画案について質疑のあります方はどうぞ。

前田委員。

○委員(前田博之君) 内容については説明を受けたということで聞いておきますけれども、指標の中で毎日朝食を食べている児童、生徒数の割合というものがせっかく現状値が95%であるのに目標値が85%になっています。生徒もそうです。これはなぜ目標値を下げたのですか。子供の数が減ってくれば逆に食べる率は増えると思うのですがどうでしょうか。

○委員長(吉谷一孝君) 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ご指摘を受けると思っております。本当は100%と書きたかったのですが、先ほどお伝えしたとおり使っている数値が平成28年から平成31年までのもので今年度の指標については実は使っていないということを伝えたくと思うのですが、一応学力テストを正式に行っていないですが実施している状況があります。それでそういう状況を踏まえまして実は下がる傾向になってきている状況もありました。先ほどお伝えしたとおり4年経ちましたら基本の見直しを図るということもありますのでその中でさらに学校現場に下ろしていった中でここはちょっと力を入れようと教育委員会と学校で連携したときにはこの数値を例えば100%というふうに持っていきたくと考えておりますが、そういういろいろなことを検討した結果この数値になったというところでございます。ここについてはもう少々審議をさせていただく必要もあるかと思っておりますので、ご意見いただいた中で持ち帰り検討したいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） それは現状を直視したのと今の家庭環境等を考えるとそういう数値が妥当だろうと置き換えてよいのですか。

○委員長（吉谷一孝君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） おっしゃるとおり同じような答えになるかと思いますが、現状今のそれぞれのご家庭の状況ですとか現場の状況等を把握した中でこの数値であるほうがよいという判断をさせていただきました。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 学校教育課主幹にお聞きしたいのですけれども、今の説明の中で不登校の子供が減っていないと言っていました。この計画の児童生徒の推移を見るとかなり生徒が減っていくのですけれども今の説明で行くと逆に反比例するということです。現状白老町としてなかなか減らないのですけれども生徒数が減ると比例的に減っていく可能性があるのですけれども現状なぜ減らないのかと将来的にも児童生徒数が減っていて先ほど言ったとおり社会が大変不寛容な厳しい時代になっているのですけれども相対的に関連性があるのかどうか、白老町の特徴としてあるのかどうかお聞きしたいのです。

○委員長（吉谷一孝君） 千葉学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（千葉康弘君） 千葉です。よろしく申し上げます。現状、不登校に対する各学校の取組は行っておりまして前年度登校しづりがあった子が改善するということはあるのですけれどもそれと同じようにまた翌年また別の子が不登校になるというような状況が実はけっこう多く見られます。取組をしていることが次の年その子には生きているけれども別の子で別の事象として発生しているということがあります。全体的に児童数が減ってくるとその割合が増えるというのと、調査の中身です。不登校として認知する項目が例えば10日ですとかという基準がありまして、それにかかってくる子供が増えているところがあるかと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 前田委員の関連で13ページの朝食を食べている児童生徒のことなのですが、現状値があつてそこから下がる傾向であるという意味は分かったのですが、目標値として下が

るのを目標にするというのは少々違うのではないかと思います。せめて現状維持というのが目標だというのだと、下がってきている傾向だけれどもそこに目標を置いているのだと分かるのですが最初から下がることを目標値としてあげてしまうとそれを目指すということになるので少々意味合いが変わってくると思うのですがその辺の考え方はいかがでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） これについてのご意見をいただいたところで最初の目標値をつくっている中で実は現状値より少々高い数字も実は設定はしたところはありませんが、全体的に実際に進めていくときというところ考えた中で現場に下ろしてというところもありましてこの部分については下げたところありますが、先ほど前田委員にもお答えしたとおりでできればここは持ち帰って、出す前ではありますのでこのところは再度協議して小西委員のご意見もいただいたとおりでせめて現状値を維持するというところも含めて再度検討したいと考えます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにご質問ありますか。

佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤雄大君） 12ページの読書時間のことなのですが学校で朝読書などを実施すると多分この目標値ももっと上がってくるのかと思うのですがその現状について伺いたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） この部分について実は学校司書ともいろいろ協議をさせていただきました。実際朝読書に取り組む学校全体もあるけれどもクラス、それぞれの担任の先生の考え方もありまして実際問題ここが逆に載せたのは私たち教育行政を進める者としてはやはり読書というのは非常に学力の基礎となるものでこれはもうずっと議会の中でもご意見をいただいているというところもあります。この部分が基礎基本の定着になると思うのであえてこの10分以上、本当は質問の中には30分以上1時間未満はありましたが最低でも10分というは朝読書のイメージがありましてここでのことによって学校に対してもこのところ積極的に進めていって欲しいということを教育委員会としても示したいということで10分以上というところを入れさせていただきました。ただ今この10分以上につきましてまだ4割にも達していない状況でありますのでこのところはもっと積極的に取り入れていきたいとは思っておりますが、これと別の話ですが実際はコロナ禍の状況の中で実は読書の質が上がっているということも司書を通してのご意見をいただいておりますのでそれについては進めやすいのではないかと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤雄大君） ありがとうございます。読書活動の推進のところで蔵書整理などもあるので多分学校図書館のジャンルでしたり数を増やしていくのかと思うのですが、例えば利用促進の観点から昔先生がおすすめした本などがあつたと思うのですが、それだけではなくて例えば町長がおすすめした本とか議員がおすすめした本みたいなものが地域と生徒が繋がってかつこういう人はこういう本を読んでいるんだとって刺激を受ける仕組みなどもあると利用促進にもつながるかと思っておりますのでそういった点も含めていただければと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ご意見を参考にしたいと思います。ただ今現在も学校、図書館で例えば何年生の誰々ちゃんが読んで面白かったといった本や読み聞かせのボランティアでお母さんたちが入ってくれているのですけれども誰々ちゃんのお母さんがおすすめしている本という形で結構出している状況がありますので、そこに町長がおすすめする本で子供たちが興味を持ってもらえるのであればそれも一助かと思いますが、いろいろ子ども達が興味を持ってもらえるようなことは司書さんも非常に努力していただいておりますがさらにいろいろ工夫していきたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 確認の意味でということはこの目標や施策に対してではないのですが、中に踏み込んで19ページの一番最後の③の学校施設の耐震化100%の実現というところなのですが、確か学校の中で使っていない部分があるというのでそこに対してまだ耐震化が行われていないという認識でいるのですけど使っていなかったら用途変更などそういうことでできるのかどうか。100%を目指していく施策の中の考え方、方針をお聞かせいただけるとありがたいのです。

○委員長（吉谷一孝君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 用途変更すれば100%になればよいというのも検討したところではありますが、残念ながら今未使用化にするというところはやはり工事をしてそこに子供たちが全く入れないように切り離してしまうという形でなければそこは耐震化としてはやはり認めがたいというところがありますので、工事としてそこを切り離して違う形にするというところが大事だと確認しておりますので今もずっと北海道教育委員会ですとかにどうすればなんとかそれが早く実現できるのかよい方法がないかというところは相談して、なんとかできないか進めていきたいと考えておりますのでそこについては残念ながら用途変更等では残念ながら実現できないというところであくまでも未使用化にする工事が必要だというところで認識しております。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。私たちはこの学校教育については 計画ですからこの総合計画に沿った形の中で進められていく一つの基本だと思って捉えていますけれども、12ページにある体験活動の充実の中で表があります。ここの中でいじめはどんな理由があってもいけないと考える児童生徒の割合というのがあって児童においては直感的にダメなものはダメという考え方の中でこれだけの数字が出てくるのだと思うのですけれど、生徒になってくると若干下がってきます。下がってくるのが私は悪いとは言わないのですけれど下がった理由、このいじめという言葉をきちんと理解してこれに対して答えられているのかどうかその辺をどう捉えられているのか。なぜそんなことを聞くかといういじめは悪いのだということを前提として捉えてほしいのですが私はよい子ばかりだと人は育たないと思うのです。ただその現場を踏んでどうやって解決したかによってその人の成長がまた一つ上がっていくのではないかと思う観点から聞くのですけれども、生徒はこのいじめという言葉をどう理解して、そんなつもりで相手のことを言っているのではないのかといじめとはいったい何なのかという生徒が本当に気持ちの中で考えて答えたのだとすれば数字が下がって

るといふのも何か分かるような気がするのです。なぜなのだと。ではみんなが同じ考え方の中で同じ方向を向いていかなければ生きていけないのかという話になってしまいます。ここで下がってきた93.7%、約6.3%の子供たちというのはどういう考え方を持ってこのように答えられたのかこの辺を捉えられていますか。

○委員長（吉谷一孝君） 千葉学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（千葉康弘君） いじめのアンケートについてですけどもこれは全道の小学校1年生から中学3年生までのアンケート調査を基に数値をつくっております。小学校の傾向ではまず一つは低学年の子がよく意味が分からなくなってそれをつけるということが少し出てくるという例があります。小学校の高学年の一部と中学校については委員がおっしゃったように哲学的ではないですけどもいじめについての考え方というのが顕著に現れてきてこのような数値になっていると思っております。いじめられる側にもというような考え方を持っている生徒が一部いることでそのようななっているかと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 私はいじめられる側のことまで考えてあんなことをやっているからこういうことになるという話になる、確かにそういう生徒もいるのかもしれませんがそういった現象が確かに用語なども網羅されていますからしつこくは言いません。そういった現象が起きた、そういった現状が発生したときに初めてそこをどう解決していくかということに対しての予防策を徹底して行かなければならないのです。逆にそれが起きないこと自体が不思議といえますか、どこの学校でもあり得ることですしこの社会にだってありえることです。そういったところに対応していく子供たちをしっかりと育てていかなければならないということであれば決していじめることがよいということではなくてそういった現場が出たときにどうそれを解決していくかということにしっかりと教育の現場でだからダメなのだということをお前はこんなことをやっているからいじめられるのだということではなくてそういう意味ではなくてそういう事をしっかりと取り組んでいけるような子どもたちをつくっていく、育てていきたいのです。今の先生と昔の先生を比べてしまうと少々あれですが、昔の先生は今では考えられないような教育をしていました。しかしあの先生がいたから自分はこうなっているという多くの子供たちもいます。そこをどう捉えるかなのです。昔のような教育に戻ささいということはいえないのですけれども現実としてあの先生がいたから自分はこうなっているのだということがあるのです。あのとき叱ってくれたから自分はこうなっているのだということがあるのです。その心みたいなものを今の時代にどう伝えていくかということが大事なのかと思います。昔は心よりも先に手が出てたとか足が出てたとかいうところがあったのかもしれませんが今はそういう時代ではありません。しかしそのときの心というのは今も昔も変わらないのだと思います。ですからそういったところを今後この計画の中でどう進めていくのかということが一番大事なのではないかと思ったものですから愚問でしたけれども聞かせていただきました。

○委員長（吉谷一孝君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 氏家委員がおっしゃるとおり中学校になると若干このように下がる状況があります。決して中学校で何もしてないわけではなく生徒会活動を中心としてはどのよ

うにしていじめはよくないのかということも含めていろいろな活動の中でやっている状況もあります。先ほど千葉主幹から申し上げたとおりアンケートを実施しております。アンケートに全て本当のことが書かれているということではないと思いますがアンケートに書かれている状況でいじめられた状況があるということが把握された場合については各学校でまずしっかり把握し対応が必要である場合についてはきちんと指導等を行うということと、今後どのようにして予防するかということも含めて学校も対策をいろいろと講じている状況もありますので今日やったから明日すぐとはならないとは思いますがいろいろな教育活動を行う中でいじめはよくないという気持ちをきちんと醸成させていかなければならないと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにご質問のある方いらっしゃいますか。なければ私から一つよろしいですか。

12 ページの健やかな体の育成についてであります。課題の中にありますように中学校の部活動で運動部の所属する生徒が減少していて集団で行う競技が町内だけで活動できない状況にあるというようなところで、次の基本的な施策と具体的な取組の中ではそこについては具体的にどのような形といいますかこの体力向上の中にはそのことについてのあれが入っていないということについてどうしてなのかということに少々疑問があったのでご質問させていただきます。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 実は18ページの教職員の働き方改革推進の③のところ部活動指導員の外部講師活用検討というものを入れさせていただきました。これ実は今国や北海道がすごく積極的にこのことを進めようとしている状況がありましてこちらのほうに入れて体力の増進、運動能力の向上に入れませんでしたので、もし今のご意見をいただいて再掲という形で入れさせていただこうかと思いますが、中学校の部活動については前にも所管事務調査の中でもご意見をいただいたこともありまして、やはり学校教育だけではこの部活動外部指導員の検討というのは進められないと思っておりますのでその部分についてこの計画が成案化した次年度以降はいろいろな関係部署に意見をいただききながらなるべく早く進められるような形でいきたいと考えておりまして、この部分に載せずに後半のところ載せさせていただいたという状況であります。

○委員長（吉谷一孝君） 分かりました。

ほかにご質問のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 白老町学校教育基本計画案につきましてこれで終了したいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

---

再開 午前11時02分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

（2）の第3次白老町社会教育中期計画（案）について担当課からの説明を求めます。

池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 私から第3次白老町社会教育中期計画の概要について説明をさせていただきます。

まず社会教育の中期計画につきましては今回第3次となりまして平成23年度、第1次5か年計画、平成28年から第2次5か年の計画ということで今年度第2次の計画が5か年を迎えるということで第3次ということで進めさせていただいております。中期計画は今回8年間の計画とさせていただいておりますが社会教育施策の今後8年間の土台となるものです。本町の生涯学習課には依然として課題が山積しております。その解決に向けては町民からの声をもとに現状と課題を整理する必要性また町の総合計画等を反映した施策の確実な推進、実行可能な運営体制の構築が急務と捉えております。このことについては先般、総務所管事務調査のスポーツの関係でもご提言いただいた部分もありますのでそれらを十分意識した中の計画づくり込みとなっております。と申し上げましても予算の確保や人事的な裏付け、これらのクリアすべき課題も多くありますと思いますので今まで当課で、事務局である程度の計画を策定していた部分もあるのですけれども、よりいろいろな課、理事者、議会、皆さんにおかれましても我々の今後の取組の重要性をより深く訴えてご理解いただくということが必要かと考えております。その過程で重要視される部分については1つとしては明確なビジョンを持つこと、2つ目は我々がぶれずに行なっていくプロセス、3つ目は我々に対する評価と期待感が伴ってくるかと考えております。そうしたことを踏まえまして今回は社会計画関係団体へのアンケートも含めた聞き取りさらには社会教育委員会でワークショップを開くなど十分に意見を反映した中で3次の計画を取り組んできたものでございます。それではさっそう簡単になるとは思いますがご説明させていただきます。

表紙1枚めくっていただきましてまずは発刊に当たってということで教育長の挨拶、目次という形になってございます。続きましてもう1ページめくっていただきまして第1章の計画の基本的な考え方についてでございます。策定の趣旨につきましては先ほど申し上げましたとおり平成23年度から2次に渡り中期計画を策定したところではございますが、さらに基本方針を定めた中で第3次の中期計画を策定する流れとしております。流れとしては第1次、第2次、第3次に向けても構成内容は同様となっております。計画の名称と期間につきましてはこれまで第1次、第2次という形で行ってまいりましたので第3次白老町社会教育中期計画としまして計画期間につきましては令和3年度から令和10年度までの8か年といたします。施策に対する具体的な取組や個別の事業につきましては単年度計画を策定しながら実施していきます。なお計画期間中の運用に当たっては学校教育の中でもお話があったとおり社会情勢の変化や町民からの要望に応じて弾力的に見直しを図っていくものでございます。また3の計画の位置づけにつきましては第6次の白老町総合計画、先ほど説明のあった教育大綱との整合を図りながら社会教育行政施策を体系化するとともに基本目標及び施策を示すものでございます。計画策定の概要については白老町教育委員会の諮問に基づいて策定いたしますということと第2次白老町社会教育中期計画を検証し現状と課題を分析します。3つ目としましては総合計画並びに教育大綱との整合性、4としまして国、北海道の答申や報告等にも留意して進めていきたいと考えております。

次の第2章からは社会教育を取り巻く環境の変化ということで大きくこのページから次ページにかけて6項目の環境の社会健康を取り巻く環境の変化ということでお示しさせていただいております。

続きまして第3章に入りまして基本方針でございます。こちらは第3次社会教育中期計画の推進に当たって将来像を示すキャッチフレーズ的に表現したいということで教育大綱の基本方針の生涯学習の分野の生涯を通じて自ら学び続ける人の多様な学びを推進しますということを基本的な方針として進めていきたいと考えております。

第4章としましては重点目標ということで今回の社会教育中期計画を目指す内容について大綱に示された目標を具現化するため次の4項目を重点に掲げて推進してまいります。1点目として主体的な学びへのきっかけづくり、2点目、学びや活動を通したつながりづくり、3つ目、郷土を愛し、次代を担う人材の養成、4つ目として学びやつながりづくりの拠点となる環境の整理としてございます。

第5章以降具体的な推進施策ということで分野ごと重点目標現状と課題を整理した上で推進項目と具体的な推進施策を記載しております。具体的な施策につきましては単年度の計画を策定してPDCAで毎年検証と改善等を進めていきたいと考えてございます。次ページから1項目から全部で11項目まで記載してございます。

まず1点目としては青少年教育の推進ということで、こちらは1次、2次の中期計画ともに現状と課題ということで昨今の現状には我々の置かれている課題を記載させていただいております。

(2)としては推進項目と具体的な推進施策ということで、これは全項目同じような構成で記載させていただいております。今回改めて入力させていただいている部分につきましては星印として第6次白老町総合計画に記載されている項目ということで施策の推進事業項目などの黒のポチのところに星マークがついているところについては総合計画に記載されている項目ですということで分かりやすく示しております。2の成人教育の推進につきましても同様の記載となっております。順に3の高齢者教育の推進、4の教育施設スポーツ施設の整備、活用、めぐりまして5番、社会教育活動の推進、6、芸術文化活動の推進、7、文化財の保存、活用、8、読書活動の推進、9、スポーツ・健康増進活動の推進、10、青少年の健全育成、最後に11、地域連携による教育活動の推進ということで項目としては2次も全11項目ありましたけれど、同じ項目として現状と課題、推進項目と具体的な推進施策を記載させていただいております。

今回の推進項目と施策につきましては各社会教育の関係する全31団体からのアンケート及び聞き取りで回収率は100%とさせていただいております。その中でいただいた意見を社会教育委員会に持ち上げながらその現状と課題、また社会教育委員さんからもそれに加えたどういふ今後の方針繋がりが必要かという意見を頂戴いたしまして我々事務方でまとめてきたものでございます。当然総務文教所管事務調査でスポーツのみならず中期計画の考え方のご意見もお示しさせていただいたところでありますので、基本的にはもれなく網羅した中で推進項目と具体的な推進策を記載させていただいたところでございます。

11 項目の具体的なその推進の項目の後ろに参考資料としまして今回委員会の中からのご意見もいただいた部分を基本的には参考にさせていただいたんですけども社会教育関係団体からの聞き取り調査の概要、調査方法、調査全体のデータということでその結果を参考資料として記載させていただいております。

3 枚めくった後には社会教育委員会でのグループワークということで実施された内容についても記載させていただいております。

簡単ですけども以上で社会教育中期計画について説明を終わらせていただきます。

この教育大綱及び学校教育計画の基本計画それから第3次白老町社会教育中期計画につきましては今後のスケジュールにつきましては今月末に総合教育会議に諮らせていただき教育委員会でも審議した後に2月に入りましたらパブリックコメントで意見聴取いただいた中で年度末には成案化していきたいと考えてございます。以上で説明を終わります。

○委員長（吉谷一孝君） ただいま担当課からの説明が終わりました。これにつきまして何かご意見ご質問のある方いらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 高齢者教育について謳った部分がありました。あとは施設の利用活用なのです。当然これは10年後ですから人口が1万2,000人ぐらいになってしまう可能性もありますし高齢者も減ってきます。施設を統廃合して云々もそうなのですが逆に高齢者の講座をつくったとしても来られないと思うのです。隣近所の同じ趣味の人が誘ってくれるならよいのです。そういう意味では白老に四つのパターン、交通体系があるのですがそういう中で自分たちが高齢者等などに向けてのカリキュラムをつくったり講座を開いたときにどこの施設でやりますといったときにそういう部分が足の確保とか今後そういうことを配慮しないと施設がある、講座をつくったから来なさいという形の社会教育では駄目になってくると思います。ましてや高齢者、ここにも記載されておりますけれども引きこもりが多くなってきます。そういう視点での議論がされているかどうかだけお伺いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 交通体系のところは委員会の開催の中では意見として頂戴しているところなんですけども具体的にどうなっているかの部分の議論の中での結論はこうしたほうがよいというところまでいかなかったんですけど当然前田委員のおっしゃる高齢者教育という大きなくくりでいくと講座の中でそれどういう移動手段かというところがあるのです。もう一つは我々の抱えている課題とした高齢者大学が今在学が150人ということなので、記憶があつていれば15年、20年前は200人超えているということです。その150に減っているというところもあるんですけどさらにその中の出席率というのが70人から80人なので5割少々くらいなのです。ですからそこが今こういう講座として施策を立ち上げて行かないとならないということは一つにはあるんですけど、ただそういう従来型のやっている事業がそのまま継続して行くこともよいのか悪いのかと、どこかで課題提起して整理は並行していかないと行かないかと思っております。単純に社会教育施設

は老朽化している部分がありますので今後どうするかという部分の議論は少々建物が先行しがちなのですがその活動の中身でというの踏み込めればその交通体系も意識した中での講座づくりですとかそういう部分は我々の所管課だけではなくて他課にも連携した部分の話になってくるのかと思いますので、より連携した中で事務局としては考えていきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 私が言っているのはこれまでのまちのそういう計画策定の部分からもうのですが作り置きで終わりなのです。これからの計画はそういう発想ではなくて町民参加するその手段がどう在るべきかということも付け加えないと、結果的に画餅になって自己満足になってしまうと思うのです。そういうことも含めて懸念するから言っているのです。やはり社会教育というのは町民の手足となってどう施策をつくるかという部分も含めてそこは配慮というかこれからはそういう部分までいかないと社会参加がなくなるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） ご指摘の部分は本当にそのとおりだとは思っておりまして、またこれまでの1次の中期計画、2次の中期計画の部分での反省点というのは基本的に事務方で北海道が掲げている、国が掲げている方針をそのまま踏襲した中での今我々の置かれている業務についての計画立てというものが基本だったのです。それが悪いわけではないのですがこの5年経ったときに今の情勢ですとかまちの総合計画の中であらゆる動きがスピーディーになってくる中でその計画の中身は本当によいのか、町民ですとか利用する人に則している計画になっているのかということと確かにならなかつたのではないのかというのが一番の反省材料だと思いますのでここはリアルタイムに動いて生きたいと思っております。加えて我々の社会学習の現場だけで、今の施策の体系の中で実際に毎年のやる事務事業があつていうところでこの前は一覧でお示しさせていただいた部分はあつたかもしれないですけど、項目がたくさん出てきておりますのでそこは一つ一つ基本的に実現可能かどうか踏まえて整理していきたいと思ひますし、今言われている部分のほかの交通も含めた配慮したという部分は十分に我々も意識した中で盛り込めるのでしたら盛り込んで考えていきたいと思ひます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにございますか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。きちんと読んでないのではつきり言えないのですが例えば施設の部分の計画の中で蔵が出てきてないような気がしたのです。やはり文化の部分からいうと蔵の施設というのは非常に重要なものではないでしょうか。それから個々の意見の中にもたくさん書いてあるような気はするのですが、高齢者大学の施設などは変えないでほしいと書いているのですが、方向として中期計画の中でああいうものがきちんと変えていくような先導といいますか役場がどういう形か分かりませんが町民の皆さんが納得する形の中でそういうことをやっていかなければほかとの整合性を取る場合、公共施設を30%減らすと言っているのですからそういうものとの

整合性も取らなくてはならないのではないかと思いますのですが、そのようなところは議論されているのでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 次の4番目の社会教育施設スポーツ施設の整備活用というところで計画的な修繕や設備の充実による利便性の向上の中に現状を把握し施設ごとに分析するですとか計画の策定と適正な維持・管理ということでどちらかといえば大きなイメージにしかお答えできてないのですが、当然我々もすでに何年も前から施設の在り方というものもいろいろ考えておりまして、今、お話の出た蔵についても多分に漏れず現状の外壁などもああいう形ですのでどういう活用がよいのかという部分での話をさせていただいています。ただ公共施設の整備の計画も含めて行財政の計画が動く中で我々もその床面積が3割減にするといったときに、ではどこを優先的にするのかというところは我々のところを優先する話にはなりませんので、平行してこの作業でなければならないのは床面積が3割減となるときにうちの施設はどういう現状でどういう対策をして、ただその対策が必要だという話ではなくてどうすれば機能を一緒にした中で床面積を削れるのかという議論が必要になってくると思うのですけれども、その話は正式ではないですけど財政課ですとか総務課とかとお話しさせていただいている経緯はございます。一つ蔵のお話をさせていただくと私もちょっとどう対応すればよいのかと思っている部分については現状普通財産で蔵がお借りしているという部分があるのですけどもただその部分の整備した流れでいきますと北海道のアトリエ整備事業という平成12年か平成13年くらいにいただいた歴史的な石蔵文化の保存、活用というのがあったかと思しますのでその部分については我々が無視するのではなくて我々はどういうあそこの文化活動などをやっていけるのかとほかの施設についても同じような視点でこれから作業を進めていってその行財政の計画の中に我々の意志、意見をきちんと組み込んでいけるような準備はしていきたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今おっしゃったことはよく分かりました。私が何を言いたいかというただ減らせばよいということにはならないことも含めて町民がどれだけ社会教育の場合は特にそうですけど町民がどれだけ参加できるかということがバロメーターなのです。ですからそのためには古くても3割切ると言ってもこれは絶対に残さないといけないというようなものがこういう8年間の方針の中から本来からいけば見えてこない計画というにはなかなかならないのではないかなと思います。私は計画とはそういうものだと思うのです。人口が減る、今出たように交通網も大切です。いろいろなファクターがたくさんあるのですがただそのときに、社会教育計画を本当につくるときに町民が集まって参加しなければ意味がないのです。そうなれば集まる場所や手立て、そういうものが8年後どういようにしていくのが本来見えてくるべきでないのかと私は思っているのです。ですからその点ではもう少々踏み込んで、できればこれが必要なのです、古くても必要ですとそこまで言い切るのはなかなか行政としては大変なのかもしれませんが町民の声をこれだけ

聞いて具体的に細かく書いております。今の場所でよいとか書いてあります。そのことをどう受け止めてやるのかという辺りがもう少しかないのかなという気がしたというだけであります。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 大淵委員のおっしゃるとおりで今回の計画を叩き上げる中で総務文教の調査の中でも団体さんから意見いただいたものを参考にさせていただいてまして、その後関係する31団体にお話しいただいたりアンケートいただいたりしたのですが、出てきている内容を見ますと本当に今まで良かれと思っていたことを考え直さないといけないという項目が出てきたのでできればこの各項目の中にそういう方針を入れてきたいと思ったのですがこの中ではやはり施設の在り方に対すると我々がつくるかは分かりませんが一つの計画が求められてくると思います。スポーツについてもスポーツ振興計画というのが求められてきております。文化などそういう部分もある程度、団体の部分もある程度今後の育成をやはり求めていかないといけないと思うのですが、今我々の作業の中であまたある課題の中をここでしますですとか検討しますですとかということとはなかなか言いにくいところです。ですから私たちの期待しているところは行財政のこれから計画が新年度スタートするということと8年計画のどこかの見直しのところにはこの項目にきちんとそういうものを盛り込むというところの初動としての準備としては必要なかと思えます。ご意見しては私は十分そのとおりでと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 今そのスポーツ振興計画のこともありました。これは今の本当に皆さん方のその人数の中でこんなにたくさん計画をつくって大丈夫なのでしょうか。教育基本計画もそうです大綱もそうです。もちろん法律でつくっているのですから仕方がないのです。ただ計画をつくることだけが皆さんの仕事ではないのです。全然違うのです。計画というものはつくるためのものだけで実践のものではないのです。今、スポーツ振興計画やそういうものがないと進まないということは理解できるのですがこんなことをして大丈夫なのかとすごく思うのです。ここに費やしている努力がどれくらいあるのか計り知れないのですが、やはり本当の働き方改革は何か違うのではないのかと思えます。計画を見て我々が読むのも簡単には読めません。質問するにも何を質問してよいのか部分しか見えないのです。皆さんではなく町長に聞くことかもしれませんが、そういった計画の説明を受けるたびに私は疑問があって今町内に計画だけで60個ほどあります。計画をつくるために皆さんがきているのではないのかと思ってしまうのです。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 以前現場の中で一つの計画で今我々が求められているスポーツ振興計画とは答申で出てきたから出したというわけではなくて国でスポーツ振興計画をつくることを求められています。加えて社会教育施設の長寿命化計画をつくりなさいといわれています。そういう一つ一つの計画を例えばこういう社会教育の計画の中に具体的な方針を出せばその計画で認められるような形を今後つくっていかねばならないと極論で思っているのですが。そのための調査だと分析だとかっていう部分については今あまりにも時間が無すぎたので体裁としては1次、2次を踏襲した計画の体系とさせていただいていますが理想としては個別に一つ一つまたその

計画をつくらないといけないのではなくて今何とかしないといけないものはリアルタイムで継続して仕事として動いていますのでそういうのが意識してこれが全部まとまったここにこういう方針で何年にこういうことを目指してやりますという計画がそのおのこの計画として認められるのであれば理想としては役場の中の60個以上ある計画が例えば総合計画と教育中期計画があれば我々はそれで問題ないという形が理想だと思うのですが、まだそれを分析するための作業には至っていませんので申し訳ないですけどあくまでこういう体裁にさせていただきました。

○委員長（吉谷一孝君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 計画ばかりで終わってしまうのではないかとのご心配なのですが、先ほど学校教育の基本計画は働き方改革というか業務の効率性を考えた部分が実はありまして今回あえて指標を持たせていただいたというのは学校から教育委員会まで系統的にと考えたのは今までは学校は学校で別の形でこの計画に基づいて評価を行っていることがありました。教育委員会は教育委員会として指導主幹を中心に評価を行うというようなことがありまして同じことを評価するのに別々の作業があるような状況が長く続いている状況がありました。それで今回はこの計画が全ての評価をする指標のベースとなるという形に全て統一してなるべくそこはいろいろな仕事を増やさないようにするというのを考えた中での計画づくりとさせていただいて、学校においてもいろいろなことを進めていくときはこの基本計画に中にあるこのものを用いながら進めていくということを前提でつくらせていただいているところです。そこは改善は意識して進めさせていただいたつもりであることと正直、計画をつくらなくてすむならそのほうがよいとそのとおりなのですが残念ながら国のいろいろな方針の中で計画がなければ補助金がかからないという状況が非常に今しづりが大きくて計画に振り回されている状況があるのは事実ですのでそこについては改善もお願いしつつそれだけが全ての仕事ではありませんのでその中でうまくやっていかなければいけないかと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにご質問のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） これで説明、質疑を終了したいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

---

再開 午前11時35分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

協議事項3つ目、ごみ処理基本計画の改定について、生活環境課より説明を求めます。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 説明に入る前に大変申し訳ありませんが差替えがありましてお配りさせていただいております。今回計算式の取扱いの一部と人口の実績値に関しまして計画の基準となる時期が10月ということだったので令和元年度の実績が3月ということによって誤って置きかえてしまったものですからこれにかかりまして資料2-1のごみ排出量の実績値、それから裏面のご

みの排出量リサイクル率の将来予測目標の令和元年実績と令和5年目標、それからそれに伴いまして本編の2-2、6ページの令和元年実績、それから裏面の7ページの2-5の処理経費単価のグラフ、それから26ページの令和元年の数値が表の部分でございますけどそれから本文の説明を一部修正させていただいております。大変申し訳ございません。差替えをよろしく願いいたします。本来この計画におきましては令和元年度中に整理をした中で計画をつくり込みをしなくてはならないという状況であります。ごみ処理の調整等に時間かかったことなどがありましてこの時期に至ってしまいました。大変申し訳ございません。以後、令和2年度の中で整合性を図りながら進行管理に努めてまいりますのでご理解のほうよろしく願いします。

座って説明させていただきます。

今回、大きく1番の主な改正内容、それから2番、ごみ処理基本計画改定版の素案について、それから3番、計画スケジュールということで3つでございます。まず資料1-1、(1)、(2)の処理方法、リサイクル率の目標変更でございます。資料1-1をお開きください。改定前でございますがまず燃料ごみです。令和元年度までの変更前としましては処理方法がバイオマス燃料化施設で固形燃料化を行っておりました。収集日につきましては収集日は燃やせないごみの日ということでした。それから処理分類としましては再資源化という位置づけだったのですが令和2年度から変更後ということで処理方法につきましては広域処理、登別で燃やせるごみとして処理を行っております。それから収集日に関しては燃やせるごみの日に変更させていただきまして処理分類につきましては今回再資源化ができなくなりましたので暫定的にも焼却処理という形で置きかえさせていただいております。それからペットボトルにつきましては処理方法を変更前については燃料ごみと同様に再資源化を図っておりました。分別方法についてはそのままラベルをはがさずに行っていたこと、処理分類は再資源化という流れでございます。ペットボトルの変更後につきましては処理方法としまして登別の広域処理で容器包装リサイクル法に該当物としまして処理を行っております。それから分別方法は容器包装リサイクル法に適応させるためにラベルをはがすという方法になります。それから処理分類につきましては同様に再資源化という形です。(2)、リサイクル率目標の変更でございます。平成26年度改定段階でございますが令和5年のリサイクル目標を30%と北海道の計画に準拠しておいたところなのですが下の欄に書いてあるとおり令和元年度の実績が16.1%と大きく低下した原因につきましては直接資源化しておりました燃料ごみの減少が大きな要因となりまして今回の令和元年度の目標につきましてはまずは20%ということに置きかえざる負えないところでの変更でございます。続きまして(3)、ごみ処理の流れの変更ということで上のフローが令和元年度末までのごみ処理の流れとなっております。e c oリサイクルセンター白老燃料化施設が黒枠で囲っておりますのと、それから最終処分場の枠を黒枠で囲っております。今回が変更になりますけれども令和2年度からにつきましてはご承知のとおり全てにおいて登別のクリンクルセンターに置きかえられたこと、それから民間最終処分場に位置づけになる利用となっておりますけれども実際のところは平成26年度から暫定的に一部登別に持っていったときの段階で平成27年度は実質民間を活用しております。暫定的だったということもありまして改めて今回全量登別に中間処理を変更したことを踏まえまして改めて最終処分場も変更をさせていただきたいと思っております。

続きまして資料2のごみ処理計画の改訂版でございます。本編は事前にお配りさせていただいておりますので概要版で改定のみご説明をさせていただきます。

まず2分の1ページ目、表でございます。第1章につきましては変更ございません。計画の趣旨、位置づけそれから将来像ということで改定内容はございません。第2章につきましては処理の現状と課題というところで赤枠で囲っておりますがバイオマス燃料化施設を廃止いたしまして令和2年度からクリンクルセンターでの処理ということで今後の動きとしてはごみ処理経費とリサイクル率の変化がともなうという状況でございます。右側にいきましてごみ排出量ですが若干ですが全量は人口減少の要因もありまして減ってきております。令和元年度の実績としまして全量で6,216トンという状況でございます。

2番目のごみ処理経費でございますが現状は燃料化施設の直営化で行いながら若干ですが減少傾向をとっておりますが完全ではないという状況の中で今回登別にシフトしております。負担割合は変化したことで燃料ごみのペットボトルの追加がありまして一時的に経費が増加しております。この中で差替えとなっております本編の7ページの表2-2をお開きください。ごみ処理経費の推移でございます。歳出の合計ですがバイオマス燃料化施設が本格稼働していた平成25年度までおおむね5億円台、平成24年度は6億円を超えているところでございます。その中で平成26年以降が4億円台です。令和元年度で3億3,800万円ということで一部火災保険、それから平成30年におきましては補助金の返還の数値も含まれているところですが大きくは歳出の3番目に書いてある広域処理費、それからバイオマス燃料化施設が下から3番目になりますけれども平成23年から平成25年までの推移を見ますとおおむね3億5,000万円前後、それから平成26年以降、暫定扱い、規模を縮小したところでの2つの合計を見ますと大体2億5,000万円前後、令和元年度の実績を見ますと1億9,000万円台です。今年の広域処理全量になります。12月で若干増額補正をさせていただきましたが1億8,000万円ということでおおむね2億円弱の均衡を図れるかどうかということが今後の経費のところで重要になってくるかと思っております。そういう意味では今後ごみの減量化が進むことでの処理負担に変化がどうなるかということが見極めが重要かと思っております。

話が長くなって申し訳ありませんが3番のごみ減量とリサイクルの状況でございます。ペットボトルの処理の変更ということで資源化にはなんとかの容器包装リサイクル法に基づいて変更させていただいております。課題としましては今後も少なからず今十分とはいえない状況でございますのでさらなる分別の徹底、引き続き古布も含めたそういう部分の周知徹底を図ります。

それから4番目、ごみ収集体制です。現状での方向でいきますと収集日が先程申したとおり一部変更しております。燃料ごみの収集日については今まで月2回だったものが若干向上いたしまして週2回行っていることで町民にとっては利便性が向上したかと思っております。課題としましてはごみステーションがやはり現状高齢化もありまして地域の状況、ニーズを聞きながら増加傾向になっておりますので今後の効率性、コストの悪化というものをきちんと見定めましてごみステーションの設置を考えていかなければならないところです。それからごみ処理施設でございます。登別市に集約させていただいておりますが民間の処分場の利用とこれからの町の直営の最終処分場の延命化というものが現状の中での捉えでございますが課題としましては広域処理費の負担の推移を見定

めることでの負担軽減とそれから処分場の延命化ということでこれから3年から5年の中でいくと最終処分場自体が限界が生じる可能性もありますので嵩増しまたは新設。新設はなかなか難しいところなのですがそういう検討も入らなければならないという状況でございます。

続きまして2ページ目の裏面になります。第3章の基本方針及び目標ということですが1の計画の基本方針につきましては計画期間それから基本方針、町民、行政、事業者の役割につきましては変更ございません。2番のごみ排出量リサイクル率の将来予測目標でございますが令和元年実績値を踏まえて目標設定を実績値に基づいて変更させていただいております。現状、家庭系の1日当たり613グラムに対しまして1%削減を予測、令和5年度の予測に対しまして607グラムということと。事業経営の部分については5%2,470、これは1トンでございます。家庭、事業総量ですけれども6,216トンに対しまして5,814トンということで10%の削減目標とさせていただいております。さきほど説明したとおりリサイクル率については16.1%という実績に対しましてここは大きく20%まで下げさせていただきまして進めたいという状況でございます。

第4章、第5章につきましては右側の欄にあります但基本的には変更ございません。今後も着実に意識啓発、ごみ減量、リサイクル、適正なごみ処理を行います。

それから第5章のそれぞれ家電4品目のリサイクル、それから災害ごみ、在宅医療につきましては着実に一つずつ前進させていきたい考えでございますので特に第4章に書かれているところでの登別市の広域共同処理の方向性であったり特に最近では災害ごみの取扱い、災害廃棄物処理計画というものがこの計画とはまた別に自治体も整備をしている状況でございますのでそういった目線も含めながら進めてまいりたいという考えでございます。

3の計画のスケジュールでございます。令和2年11月ですがちょうどコロナ禍の状況もありまして第1回の廃棄物減量等推進審議会開催を急遽書面にさせていただいております。各委員さんには丁寧に電話訪問等で個別に計画改定の趣旨を提示させていただきまして意見聴取、諮問を行っております。令和3年に入りまして今回総務文教常任委員会で説明させていただきましたのち、2月に入りまして2月8日から3月10日の期間でパブリックコメントを実施し、そののちに意見等の反映を踏まえて2回目の審議会を開いて最終的には年度内での成案化をしたいという考えでございます。説明は以上です。

**○委員長（吉谷一孝君）** それではこれについて質疑のある方、何かご質問のある方はいらっしゃいますか。

前田委員。

**○委員（前田博之君）** 資料1-2です。最終処分場についてです。バイオマスに関係なんかでいって最終処分場が登別市で処理したものを民間に持っていきと言いました。今、別途説明があったときに環境衛生センターで受ける部分をいうのでしょうか。燃えないごみなどがあるのですけれども。今のをかさ上げするなどといわれました。今環境衛生センターにある裏の最終処分場は登別市から出る部分は民間に渡すけれどもそれ以外は直営で処理するという考え方ですか。以前、バイオマスのときにいろいろとあって最終的にはコストを計算すると民間で全部やったほうがよいという記憶があるのです。今聞くと別の仕分けの話になってきたのですがその統一感というのはいかが

ですか。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 前田委員のご指摘のとおりで、当時の民間に移行する段階でのコスト計算を踏まえて民間に移したところであります。民間に移した部分というのは焼却灰、不燃物、破碎残渣を含めた大きくは3つの項目でして、経過を申し上げますと登別市民含めて登別市の最終処分場には白老町の残渣、焼却灰自体はきちんと白老町の最終処分場に入れるという申し送りの中で行ったところですが、全体で約650トンから700トン、令和元年は600トンを切っているのですがそのような推移で大体600トン前後が発生しております。これを町の最終処分場の残容量で申し上げますと平成26年の段階で立方メートル数になりますけれども108立方メートルありました。単純に容量で申し上げますとトンと立方メートル数で若干比重の関係で違いはあるのですが、600トンずつ埋めていきますと満杯になってしまうという状況がございましたので平成27年度からコスト計算を鑑みて行ってきております。ただ当時は1トン当たり2万円という単価の中で推移してきたところなのですが民間処分場の情勢の変化もありまして現在、1トン当たり約3万円となっております。これが今後3万5000円、4万円というような数字に派生した場合にはかさ上げの約7000立方メートルだったと思うのですけれどもその費用に見合った建設費のコスト単価がどの程度になるかの見極めもしていかなければなりません。間違いなく4万円という額になるとさほど変わらなくなってしまいうという状況も出てくるのですがそういうことを鑑みまして現状でまずは民間を活用させていただく方向で当面はいきたいのです。ただいずれにしましても実測値の測り直しをしまして平成30年度で乖離が生じたのですけれども、実際今1,379、本編の15ページに表2-16に埋立て実績と埋立残容量を記載しております。令和元年実績で申し上げますと1,122立方メートルとなっております。この部分につきましては直接埋立て、焼却処理困難物というような環境衛生センターに直接搬入される部分の中で最終処分場に入れなければいけないもののカウントになります。先ほどの繰返しとなりますけれども登別市から排出される焼却灰等をこれに加えますと間違いなく満杯になってしまうという状況でございますので最終処分場は民間と町で平行して行っていかなければいけないという現状になりまして、いずれにしましても令和3年度以降早々に方向性を見極めていかなければならないという状況です。長くなりましたが以上です。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 分かりました。登別市で出る部分と町内で回収する燃えないごみがあります。それを合わせましたら今の答弁になります。令和3年度になります。ある程度、今後の工程をつくっておかないと議会等でも議論できないと思いますし当然今財政計画が新たにスタートします。その金額によってそこでも当然歳入起債が10億円ベース、一般財源が2億円だったと思います。そのような額が設定されているのですからこれは大きな問題です。令和3年度だからよいという話ではありません。そこはきちんとしなければせっかくこのような計画があがってきたのに整合性を持たないと損を生んでくるのではありませんか。その辺りの作業的なことと当然大きな問題ですからいつそういうことを整理されて議論されてくるのかということが大事だと思うのですがその2点をお聞かせください。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 前田委員のご指摘のとおりです。私どもとしてもまちの財政運営の中でも大きな問題だという認識は持っております。この令和5年度までのこれからの10年間の中でまずは登別市の広域処理が今後令和11年度までの長寿命化計画という動きがありましてその協議にもう既に入っておりますが方向性としましては令和4年度中には令和12年度以降に出すということになりまして、町としましても登別市と足並みを揃えまして中間処理の方向性を決める中で早々にも最終処分場の整理を令和3年度、令和4年度で行っていかねばいけないという考えでおります。若干、中間処理の在り方が問われるところがありますので最終処分場も含めて喫緊に考えていきたいのです。スケジュール的には遅くてもやはり最終処分場の新設、かさ上げ手続きになれば国の交付金等を活用する方向がまずは前提となってきますのでその計画等の策定を踏まえますと向こう3年前ぐらいにはある程度進めていかないとはいけません。そうなる到着手するという事になれば令和3年度辺りから事前協議にも入っていかねばいけないという現状でございます。その中で改めて計画の内容が著しく方向性としては必要であれば令和5年度の前にまた計画の変更も必要になってくる可能性はあると思いますので現時点では未確定なものですから今回の改定につきましても少々暫定的とは言わざる負えない状況だということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） ただいま計画をあげて埋立ての残容量とこれからのごみの排出量も出ています。そうすると今言った部分の曖昧さは理解しないわけではありません。ただ現状からオーバーする時期が見えています。令和3年、令和5年に見たらよいというのではなく今のまちのごみの量から見ると5年なら5年、6年なら6年にもう満杯になります。その時期を町がどのように押さえているのか。そこから逆算するとどうなるのかということだけ教えてください。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 単純に令和元年度の実績、257トン、1,122立方メートルから257立方メートルをやり返しますと約4.4年になるということで、令和元年ですから令和5年辺りではほぼ満杯状態になってくるという見極めになるかと思えます。令和元年度につきましては火災等一般廃棄物の埋立量が今回ちょっと年明けにもそういった火災がありまして埋立量自体が少々上下するところはあるのですがおおむねそういう状態ということです。今令和2年度でいろいろと協議を行ってきたところは先ほど申したとおり民間の推移のほうの一つは望ましい。ただ民間の処分量の計画、今後の時期の計画のところも確認しなければいけないところでもありますけども、それと町の最終処分場がまずは暫定的にもかさ上げを計画するほうがよいのか令和3年度中には見極めなければいけないというところでそれが決まりましたら議会にも説明させていただきたいと思えます。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今の工程的なめどが見えたので財政計画と当然かぶさります。これからつくるものは10年でしょうか。これは28日にもある程度説明があるようですが担当課からその辺の整合性は持っておいてほしいと思えます。付記するのか。概算は分かると思えます。何億円かかるのか。その辺りは大事だと思いますので、ここでも言いますが財政とその辺りの整合性だけは保って

おいてください。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） すでに担当セクションとはこういった方向性は協議はしているところなのですが計画の影響度合いの捉え方につきましては全体的にまとめる観点でいきますと今はまだここで申し上げにくいところでありますので、今いただいたご指摘につきましては内部できちんと反映しまして対応したいと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにご質問のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） これでごみ処理基本計画の改定について、終了いたします。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） 以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を終了いたします。

（午後 0時02分）